４　国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第１条　天皇杯は、男女総合成績第１位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第１位の都道

府県に授与する。

　　２　第１位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第３条　天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

　　 (1)　信託会社又は確実な金庫に保管する。

　　 (2)　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

　　 (3)　公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により

一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　　　本規程は、昭和41年4月 1 日制定

　　　　　　　　　　　昭和45年1月22日一部改定

　　　　　　　　　　　昭和48年7月10日一部改定

　　　　　　　　　　　昭和54年5月 9日一部改定

　　　　　　　　　　　平成17年6月16日一部改定

　　　　　　　　　　 平成22年3月17日一部改定

　　　　　　本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）

から施行する。

　　　　　平成30年4月 1日一部改定